1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道13号	山形県尾花沢市大字尾花沢字高田5596番１から同市大字野黒沢字下野黒沢681番２まで
一般国道45号	岩手県陸前高田市竹駒町字相川37番16から同市米崎町字高畑94番10まで
一般国道45号	岩手県下閉伊郡田野畑村菅窪６番13から同村尾肝要88番１まで
一般国道101号	青森県五所川原市大字太刀打字柳川266番１からつがる市柏稲盛岡本97番１まで

2　指定する期日　平成27年４月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と標示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

中部地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成27年３月31日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道１号	三重県四日市市垂坂町字肱ヶ谷1811番１から三重県四日市市山之一色町字穴田537番１まで
一般国道23号	三重県津市大字野田字高栗2578番から三重県津市高茶屋小森町字瓦ヶ野4228番１まで
一般国道19号	長野県木曽郡上松町大字上松1070番10から長野県木曽郡木曽町福島3684番１まで

2　指定する期日　平成27年４月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成27年３月31日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道１号	三重県四日市市垂坂町字肱ヶ谷1811番１から三重県四日市市山之一色町字穴田537番１まで
一般国道23号	三重県津市大字野田字高栗2578番から三重県津市高茶屋小森町字瓦ヶ野4228番１まで
一般国道19号	長野県木曽郡上松町大字上松1070番10から長野県木曽郡木曽町福島4336番１まで

2　指定する期日　平成27年４月１日

近畿地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成27年３月31日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道８号	滋賀県長浜市西浅井町塩津浜字西1136番から滋賀県長浜市西浅井町塩津浜字浦手184番まで
一般国道24号	奈良県磯城郡川西町大字結崎636番８から奈良県磯城郡田原本町大字十六面170番１まで
一般国道24号	奈良県橿原市観音寺町532番１から奈良県御所市大字條90番11まで
一般国道158号	福井県福井市重立町30字上沖田26番５から福井県吉田郡永平寺町谷口５字池ノ谷31番まで
一般国道158号	福井県勝山市鹿谷町杉俣29字大谷50番２から福井県大野市横枕７字墓ノ下20番まで
一般国道175号	兵庫県神戸市西区神出町宝勢字坊主谷521番10から兵庫県神戸市西区神出町田井字大辻1960番まで

2　指定する期日　平成27年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を、下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成27年３月31日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道158号	福井県福井市重立町30字上沖田26番５から福井県吉田郡永平寺町谷口５字池ノ谷31番まで
一般国道158号	福井県勝山市鹿谷町杉俣29字大谷50番２から福井県大野市横枕７字墓ノ下20番まで
一般国道161号	福井県敦賀市樋の水町12番１から福井県敦賀市山中44号奥増谷ノ谷４番まで

2　指定する期日　平成27年４月１日

3　通行方法　１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見易い箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。